

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年5月17日付け農総技第22号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年4月1日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・ 畜産試験場、森林研究所が管理している2021.4.1時点の備品使用簿
- ・ 畜産試験場、森林研究所が所有している小型特殊自動車の取得申請時に発行された「標識交付証明書」全て
- ・ 畜産試験場が管理していた備品の処分に関わる一切の資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

畜産研究所、森林研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 畜産研究所及び森林研究所の備品使用簿（令和3年4月1日）
- (イ) 標識交付証明書
- (ウ) 物品不用決定・処分伺（甲）、見積書、物品管理換書（甲）

イ 開示をしない部分及び理由

見積書中の担当者名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月5日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

(1) 備品使用簿と標識交付証明書の相違について

令和3年4月1日時点の森林研究所の備品使用簿には「トラクター シバウラ製」(平成元年11月30日に取得した車名シバウラのトラクター。以下「シバウラ製トラクター」という。)と記載されているが、標識交付証明書には車名の欄に「ミツビシ」(昭和53年3月29日付け軽自動車税発生申告書により申告した車名三菱のトラクター。以下「三菱製トラクター」という。)と異なる車名が記載されているため、それぞれ対応する備品使用簿と標識交付証明書の開示を求める。

もう1台のトラクター(平成9年に山村特産指導所において供用開始し、平成12年に林業技術センターに管理替えをした車名キセキのトラクター。以下「キセキ製トラクター」という。)については、備品使用簿には「トラクター TK29FUKD」と記載されているが、標識交付証明書には型式の欄に「T0314」と異なる型式が記載されているため、備品使用簿に対応する標識交付証明書の開示を求める。

また、シバウラ製トラクターを取得するに当たり既に廃棄処分したと実施機関が主張する三菱製トラクターの令和3年度の自動車共済加入荷があるため、三菱製トラクターが現存しないという主張と矛盾する。

令和2年1月29日付け事務連絡で富山県経営管理部管財課から発出された「小型特殊自動車の使用・管理について」(以下「事務連絡」という。)において、「小型特殊自動車ナンバープレートの取得をしていない(標識交付を受けていない)場合は、速やかに標識交付申請を行う」よう連絡しているにもかかわらず、標識交付申請の手続を失念していたというのはいり得ない。

(2) 再発行された標識交付証明書の開示について

富山市から令和3年4月20日付けで再発行を受けたキセキ製トラクターに関する標識交付証明書については、本件処分を行った時点で森林研究所が保有していることを認めているにもかかわらず、開示しないのは違法行為である。また、再弁明書において当該標識交付証明書については、令和3年9月30日付け農総技第111号で開示済みであると主張しているが、本件審査請求との関係が理解できない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 備品使用簿と標識交付証明書の相違について

(1) 三菱製トラクター及びシバウラ製トラクターについて

三菱製トラクターの標識交付証明書に記載の標識番号「立山町と594」の標識は、当初、三菱製トラクターに貼付していたが、本件開示請求時には、シバウラ製トラクターに付けられていたものである。三菱製トラクターについては、シバウラ製トラクターを取得するに当たり廃棄処分されており、現存していないため、三菱製トラクターに関する備品使用簿は存在しない。また、シバウラ製トラクターについては、取得した際の軽自動車税申告及び標識交付申請(以下「交付申請等」という。)の手続を失念していたため、シバウラ製トラクターに関する標識交付証明書は存在しない。

「立山町と594」の標識がシバウラ製トラクターに付けられていた経緯及び理由につい

ては不明であり、組織として意図的に標識を付け替えしたとは断定できない。

また、自動車共済加入伺の矛盾については、現存していたシバウラ製トラクターの自動車共済加入に当たり、標識を「立山町と 594」であると認識誤りをしていたため、「立山町と 594」の標識交付証明書に記載されている三菱製トラクターの情報を誤って記載したものである。

なお、事務連絡は、シバウラ製トラクター及びキセキ製トラクターの取得時より後に発出されたものであり、事務連絡の発出をもって失念があり得ないとはいえない。

(2) キセキ製トラクターについて

キセキ製トラクターには、「農機型式名」と「販売型式名」の2種類の型式名がある。標識交付証明書に記載の型式「T0314」は「農機型式名」であって、備品使用簿に記載の規格「TK29FUKD」は「販売型式名」であり、車両としては同一のものである。

2 再発行された標識交付証明書の開示について

本件開示請求の内容は、「畜産試験場、森林研究所が所有している小型特殊自動車の取得申請時に発行されていた「標識交付証明書」全て」であり、開示対象となる文書は、森林研究所が平成 12 年に管理換えにより取得した際に申請すべきであった標識交付証明書であると認識したため、再発行された標識交付証明書は開示対象としなかったものである。

なお、富山市から再発行された「八尾町 852」の標識交付証明書は、令和 3 年 9 月 30 日付け農総技第 111 号にて開示済みである。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

(1) 備品使用簿と標識交付証明書の相違について

ア 法令の規定について

小型特殊自動車に係る標識の交付等の手続について、森林研究所が所在する立山町税条例（昭和 29 年立山町条例第 37 号。以下「税条例」という。）では次のとおり規定されている。

(ア) 「小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第 87 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない」こと（税条例第 91 条第 1 項）。

(イ) 「小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない」こと（税条例第 91 条第 2 項）。

(ウ) 「町長は、前 2 項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする」こと（税条例第 91 条第 3 項）。

(エ) 「第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、町長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない」こと（税条例第91条第6項）。

イ 三菱製トラクターについて

実施機関の弁明書及び再弁明書並びに富山県農林水産部農林水産企画課（以下「企画課」という。）の職員からの意見聴取によれば、三菱製トラクターについては、シバウラ製トラクターを取得するに当たり廃棄処分されたとのことであった。よって、三菱製トラクターに関する備品使用簿が存在しないことを理由に非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ シバウラ製トラクターについて

実施機関の弁明書及び再弁明書並びに企画課の職員からの意見聴取によれば、シバウラ製トラクターについては、平成元年11月30日に取得したものであるが、交付申請等の手続を失念していたため、シバウラ製トラクターの標識交付証明書は存在しないとのことであった。この点、税条例の規定に基づき適正に交付申請等がなされていたならば、シバウラ製トラクターの標識交付証明書は存在していたはずであるが、交付申請等の手続の失念により、本来存在すべき文書がなかったとの実施機関の弁明に不合理な点はない。よって、シバウラ製トラクターの標識交付証明書が存在しないことを理由に非開示とした実施機関の判断は妥当とせざるを得ない。

エ ㇿㇿㇿ製トラクターについて

実施機関の弁明書によれば、ㇿㇿㇿ製トラクターには、「農機型式名」と「販売型式名」の2種類の型式名がある。標識交付証明書に記載の型式「T0314」は「農機型式名」であって、備品使用簿に記載の規格「TK29FUKD」は「販売型式名」であり、車両としては同一のものであると認められる。よって、ㇿㇿㇿ製トラクターに関する備品使用簿及び立山町から交付を受けたㇿㇿㇿ製トラクターの標識交付証明書の開示に係る実施機関の判断は妥当である。

(2) 再発行された標識交付証明書の開示について

実施機関の再弁明書及び企画課の職員からの意見聴取によれば、富山市から再発行されたㇿㇿㇿ製トラクターの標識交付証明書を開示しなかったのは、本件開示請求の内容が「森林研究所が所有している小型特殊自動車の取得申請時に発行されていた「標識交付証明書」全て」であり、開示対象となる文書は、森林研究所が平成12年に管理換えにより取得した際に申請すべきであった標識交付証明書であると判断したことから、開示対象としなかったものである。

本件開示請求書には「小型特殊自動車の取得申請時に発行されていた」と記載されていることから、再発行を受けた標識交付証明書を本件開示請求の対象外と判断し、開示対象としなかった実施機関の判断は、不相当とまでいうことはできない。

なお、公文書について開示請求があった場合において、別の開示請求の際に開示済みの公文書であることをもって開示しない理由にはならないことを付記する。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年1月31日	実施機関から諮問書を受理
令和4年2月17日 (第178回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年3月10日 (第180回審査会)	審議
令和4年4月13日 (第181回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説特別委員	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	